

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長 殿
【提出日】	2023年6月20日提出
【発行者名】	カレラアセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 廣川 雅一
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂一丁目12番32号アーク森ビル12階
【事務連絡者氏名】	秋永 芳郎
【電話番号】	03-6691-2017
【届出の対象とした募集 （売出）内国投資信託受 益証券に係るファンドの 名称】	ゆたか観光立国日本株式ファンド
【届出の対象とした募集 （売出）内国投資信託受 益証券の金額】	（１）当初申込期間 100億円を上限とします。 （２）継続申込期間 1,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

I 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日付で有価証券報告書を提出しましたので、2022年8月16日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報等を更新するため、また、その他の情報、信託期間延長による信託約款の変更に伴う所要の訂正を行なうため、本訂正届出書を提出いたします。

II 【訂正の内容】

原届出書の該当内容は、以下の内容に訂正いたします。下線部_____は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

以下の内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

（略）

ゆたか観光立国日本株式ファンドの狙い

訪日外国人観光客(インバウンド)の増加により成長する企業に投資します。

インバウンド
増加の理由

- ① 魅力的な観光資源が豊富な日本の注目度が上昇中
- ② 円安と物価安がインバウンド消費の追い風になると期待

① 魅力的な観光資源が豊富な日本の注目度が上昇中

コロナ後に行きたい国ランキング



旅行・観光競争力ランキング

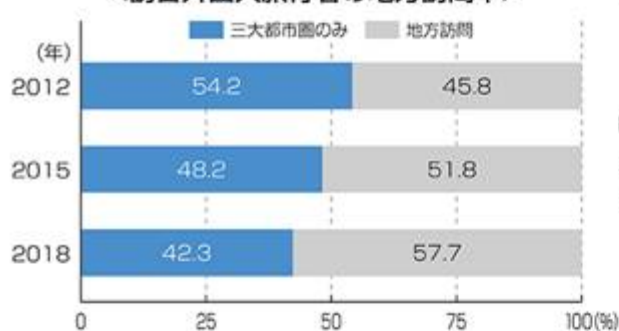
出所:日本政策投資銀行他
「アジア・欧米豪訪日外国人旅行者の意向調査
(第3回 新型コロナ影響度 特別調査)」
よりカレラAM作成(2023年5月12日現在)

出所:世界経済フォーラム
「Travel & Tourism Development Index 2021」
よりカレラAM作成(2023年5月12日現在)

高評価ポイント

自然・風景、日本食、温泉、歴史的建造物、治安の良さ

＜訪日外国人旅行者の地方訪問率＞



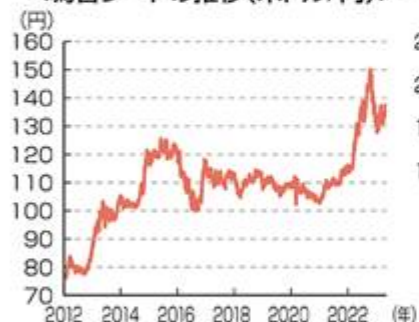
出所:国土交通省「観光白書」よりカレラAM作成(2023年5月12日現在)

＜訪日外国人旅行者の目的別地方訪問率(2018年)＞

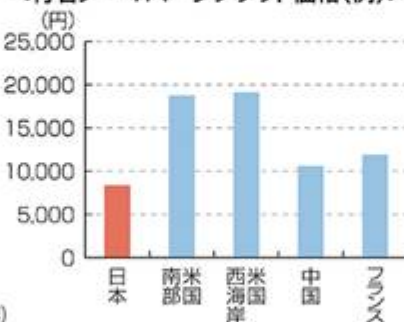


② 円安と物価安がインバウンド消費の追い風になると期待

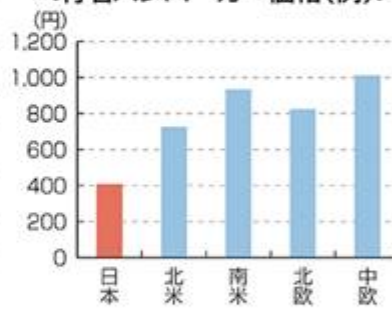
＜為替レートの推移(米ドル/円)＞



＜有名テーマパークチケット価格(例)＞



＜有名ハンバーガー価格(例)＞



出所:(左図)ブルームバーグデータ、(中図・右図)カレラAM調べ

(現地通貨:2023年5月12日現在、円換算:2023年5月12日の為替レート適用)よりカレラAM作成(2023年5月12日現在)

- ▶ 2022年10月21日には一時1ドル=151.95円までドル高・円安が進行(1990年代以来の水準)
- ▶ 物価安が、インバウンド消費の追い風に

上記は信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性・完全性についてはカレラアセットマネジメントが保証するものではありません。

インバウンド増加による経済効果

<訪日外国人旅行者数と旅行消費額の推移>



インバウンド消費額

自動車輸出額(約12兆円)に
次ぐ“輸出”産業に成長
(2019年輸出総額:約76.9兆円)

2019年
約4.8兆円

日本で
最大規模の
“輸出”産業へ

政府目標
2030年

15兆円

出所:財務省貿易統計よりカレラAM作成(2023年5月12日現在)

さらに

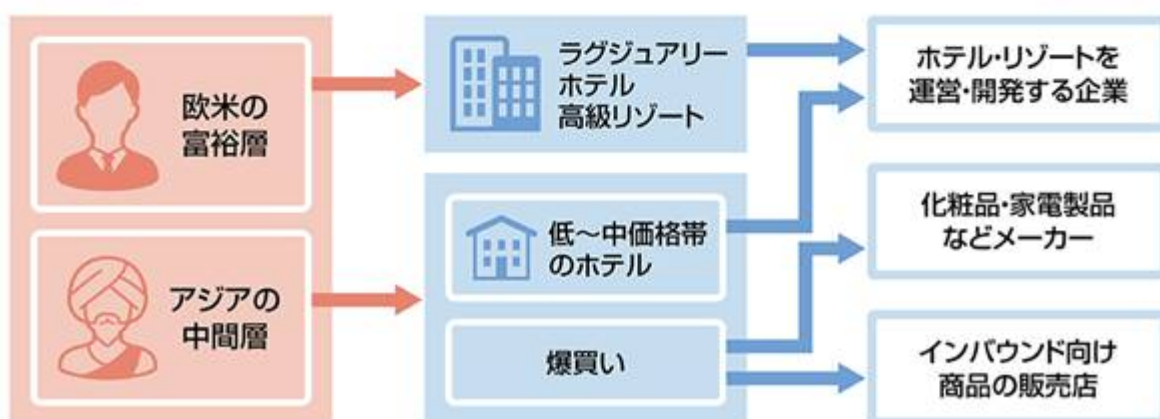
宿泊施設、交通機関の充実

インフラ投資の増加

化粧品や家電製品の販売増

製造工場の設備投資の増加

インバウンド増加により成長が期待される企業



上記は信頼できると判断した情報に基づき作成していますが、情報の正確性・完全性についてはカレラアセットマネジメントが保証するものではありません。

(略)

（２）【ファンドの沿革】**<訂正前>**

2022年９月21日 信託契約締結、当初設定、運用開始 （予定）

<訂正後>

2022年９月21日 信託契約締結、当初設定、運用開始

2023年６月20日 信託期間を2032年９月23日までから2053年９月23日までに変更

（３）【ファンドの仕組み】**<訂正前>**

（略）

③ 委託会社の概況

イ．資本金の額（2022年６月末日現在）

（略）

ハ．大株主の状況（2022年６月末日現在）

（略）

<訂正後>

（略）

③ 委託会社の概況

イ．資本金の額（2023年４月末日現在）

（略）

ハ．大株主の状況（2023年４月末日現在）

（略）

2【投資方針】

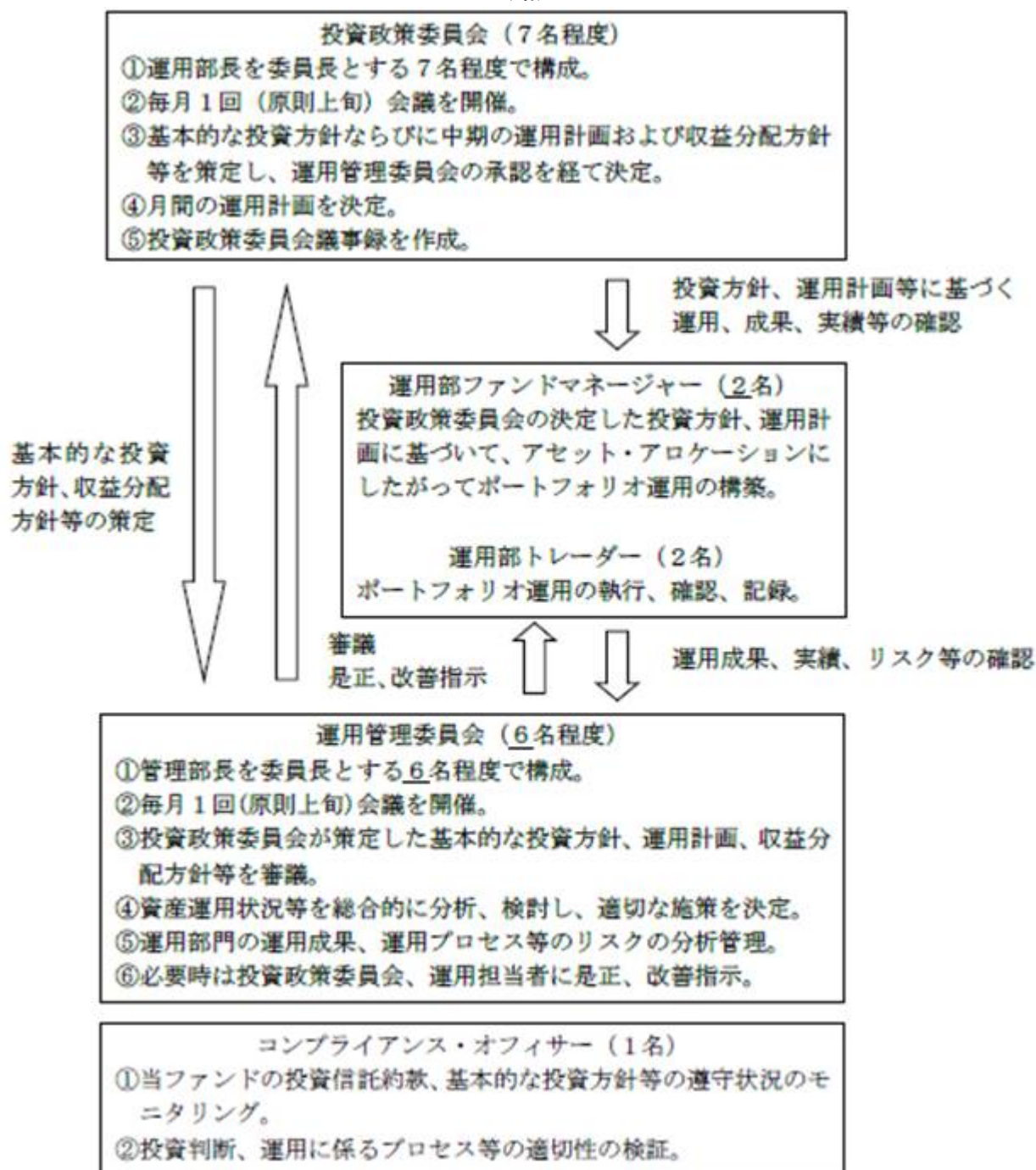
（3）【運用体制】

<訂正前>

① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下の通りとなっています。

（略）



② 内部管理体制

（略）

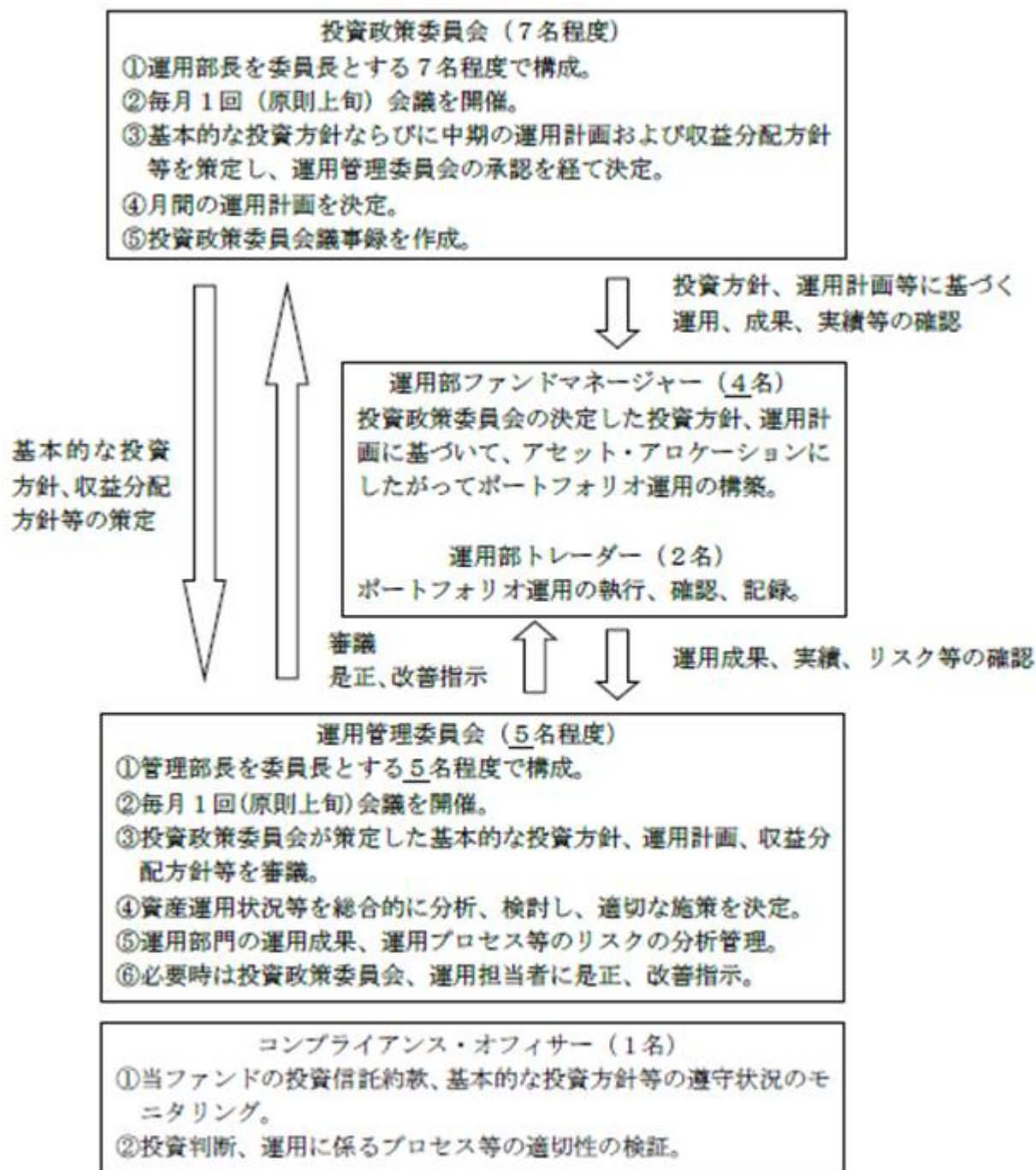
（注）運用体制は2022年6月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

<訂正後>

① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下の通りとなっています。

(略)



② 内部管理体制

（略）

（注）運用体制は2023年4月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

3【投資リスク】

（3）リスク管理体制

<訂正前>

（略）

② リスク管理担当部署等の概要

（略）

（注）投資リスクに対する管理体制は2022年6月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

（参考情報）

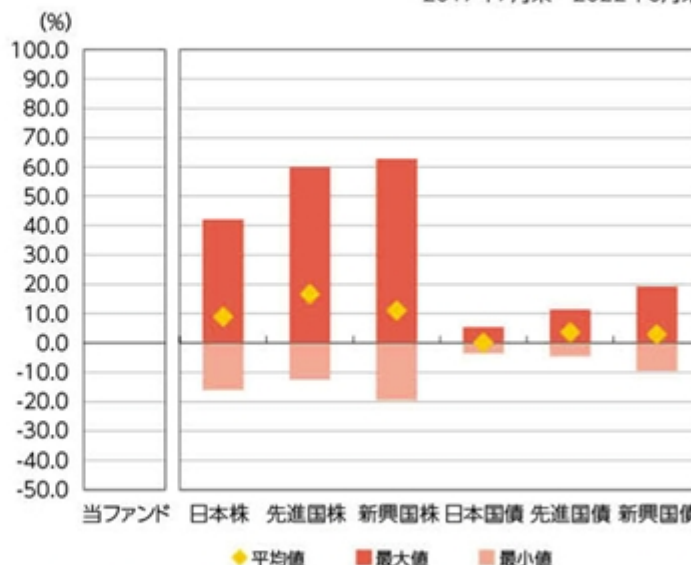
ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移

本書作成日現在、該当事項はありません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

2017年7月末～2022年6月末



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	—	9.0	16.7	11.1	0.1	3.7	3.0
最大値	—	42.1	59.8	62.7	5.4	11.4	19.3
最小値	—	△16.0	△12.4	△19.4	△3.5	△4.5	△9.4

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2017年7月から2022年6月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率は運用期間が1年未満であるため、掲載しておりません。

*決算日に対応した数値とは異なります。

各資産クラスの指数

日本株……東証株価指数(TOPIX)

先進国株…MSCI コクサイ・インデックス(除く日本)(円ベース)

新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円ベース)

日本国債…NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス国債

先進国債…FTSE世界国債インデックス(除く日本)(円ベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)

「東証株価指数(TOPIX)」は、株式会社JPX総研の知的財産で、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は株式会社JPX総研が有しています。株式会社JPX総研は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

「MSCI コクサイ・インデックス(除く日本)」は、MSCI Inc.が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

「NOMURA-ボンド・パフォーマンス・インデックス国債」は、野村證券株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表わす投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属しております。また、野村證券株式会社は、ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。

「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。なお、FTSE世界国債インデックスはFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド」とは、新興国の現地通貨建債券市場の動向を測るためにJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが開発した、時価総額ベースの債券インデックスです。同指数に関する商標・著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

<訂正後>

(略)

② リスク管理担当部署等の概要

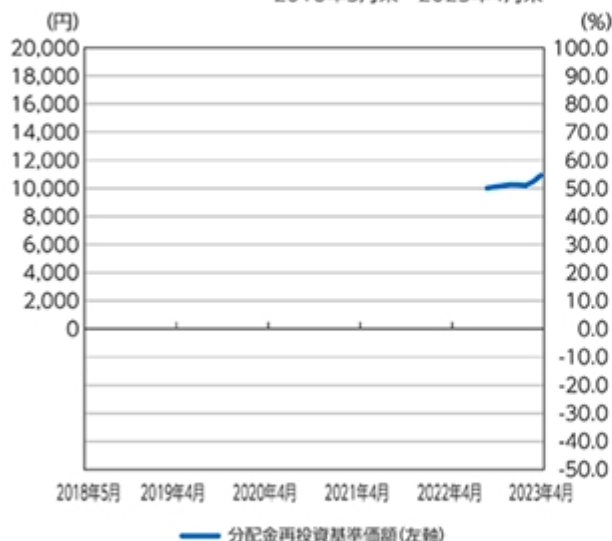
(略)

(注) 投資リスクに対する管理体制は2023年4月末日現在のものであり、今後、変更となる場合があります。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率及び
分配金再投資基準価額の推移

2018年5月末～2023年4月末



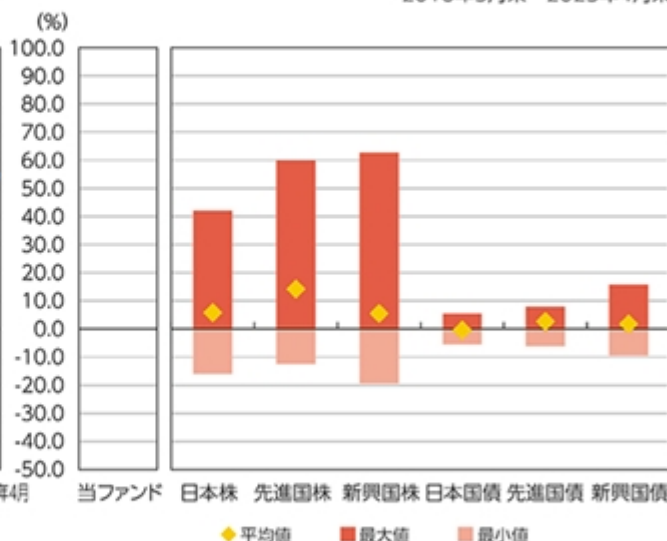
*分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため、掲載しておりません。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。

2018年5月末～2023年4月末



	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国国債	新興国国債
平均値	—	5.8	14.2	5.5	△0.4	2.7	1.8
最大値	—	42.1	59.8	62.7	5.4	7.9	15.7
最小値	—	△16.0	△12.4	△19.4	△5.5	△6.1	△9.4

*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

*2018年5月から2023年4月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。なお、当ファンドの騰落率は、運用期間が1年未満であるため、掲載しておりません。

*決算日に対応した数値とは異なります。

各資産クラスの指数

日本株……東証株価指数(TOPIX)

先進国株……MSCI コクサイ・インデックス(除く日本)(円ベース)

新興国株……MSCI エマージング・マーケット・インデックス(円ベース)

日本国債……NOMURA・ボンド・パフォーマンス・インデックス国債

先進国国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本)(円ベース)

新興国国債……JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド(円ベース)

「東証株価指数(TOPIX)」は、株式会社JPX総研の知的財産で、この指数の算出、数値の公表、利用など株価指数に関するすべての権利は株式会社JPX総研が有しています。株式会社JPX総研は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。

「MSCI コクサイ・インデックス(除く日本)」は、MSCI Inc.が開発した株価指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

「MSCI エマージング・マーケット・インデックス」とは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。

「NOMURA・ボンド・パフォーマンス・インデックス国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表わす投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数に関する一切の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属しております。また、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、ファンドの運用成果に関して一切の責任を負うものではありません。

「FTSE世界国債インデックス(除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。なお、FTSE世界国債インデックスはFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。

「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド」とは、新興国の現地通貨建て債券市場の動向を測るためにJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが開発した、時価総額ベースの債券インデックスです。同指数に関する商標・著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利はJPモルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。

5【運用状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」を以下の内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

（１）【投資状況】

「ゆたか観光立国日本株式ファンド」

（令和５年４月28日現在）

資産の種類	国／地域	時価合計(円)	投資比率(%)
株式	日本	2,589,622,800	84.86
投資証券	日本	171,158,800	5.60
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	－	290,834,129	9.53
合計(純資産総額)		3,051,615,729	100.00

（注） 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

「ゆたか観光立国日本株式ファンド」

a 投資有価証券明細

（令和５年４月28日現在）

国／地域	種類	銘柄名	業種	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
日本	株式	小林製薬	化学	17,000	8,199.80	139,396,607	8,480.00	144,160,000	4.72
日本	株式	資生堂	化学	19,500	5,622.86	109,645,899	6,801.00	132,619,500	4.35
日本	株式	コーセー	化学	7,500	15,150.15	113,626,157	15,810.00	118,575,000	3.89
日本	株式	J. フロント リテ イリング	小売業	80,000	1,185.19	94,815,867	1,426.00	114,080,000	3.74
日本	株式	三越伊勢丹ホール ディングス	小売業	75,000	1,279.13	95,935,210	1,496.00	112,200,000	3.68
日本	株式	オリエンタルランド	サービス 業	22,500	3,979.46	89,537,981	4,799.00	107,977,500	3.54
日本	株式	日本駐車場開発	不動産業	400,000	232.35	92,942,784	234.00	93,600,000	3.07
日本	株式	日本空港ビルデング	不動産業	13,200	6,273.59	82,811,397	6,640.00	87,648,000	2.87
日本	株式	東日本旅客鉄道	陸運業	11,100	7,753.90	86,068,362	7,804.00	86,624,400	2.84
日本	株式	京成電鉄	陸運業	17,700	3,902.38	69,072,259	4,795.00	84,871,500	2.78
日本	株式	セイコーグループ	精密機器	25,000	3,093.74	77,343,690	2,967.00	74,175,000	2.43
日本	株式	阪急阪神ホールディ ングス	陸運業	16,800	4,236.79	71,178,237	4,235.00	71,148,000	2.33
日本	株式	近鉄グループホール ディングス	陸運業	15,500	4,772.53	73,974,337	4,590.00	71,145,000	2.33
日本	株式	ANAホールディン グス	空運業	24,000	2,857.61	68,582,772	2,957.50	70,980,000	2.33
日本	株式	ファーストリテイリ ング	小売業	2,200	27,117.16	59,657,752	32,010.00	70,422,000	2.31
日本	株式	シマノ	輸送用機 器	3,300	21,925.96	72,355,688	21,020.00	69,366,000	2.27
日本	株式	オリックス	その他金 融業	30,000	2,152.32	64,569,801	2,300.00	69,000,000	2.26

日本	株式	九州旅客鉄道	陸運業	21,000	3,051.07	64,072,524	3,085.00	64,785,000	2.12
日本	株式	ビジョン	その他製品	30,000	2,049.54	61,486,280	2,112.00	63,360,000	2.08
日本	株式	アシックス	その他製品	15,000	2,990.30	44,854,586	3,775.00	56,625,000	1.86
日本	株式	コメ兵ホールディングス	小売業	20,000	2,895.87	57,917,482	2,768.00	55,360,000	1.81
日本	株式	富士急行	陸運業	10,000	4,678.95	46,789,560	5,210.00	52,100,000	1.71
日本	株式	スノーピーク	その他製品	24,000	2,156.49	51,755,954	2,053.00	49,272,000	1.61
日本	株式	共立メンテナンス	サービス業	8,700	5,998.73	52,188,962	5,480.00	47,676,000	1.56
日本	株式	カルビー	食料品	16,100	2,943.59	47,391,853	2,944.00	47,398,400	1.55
日本	株式	任天堂	その他製品	8,000	5,508.69	44,069,594	5,721.00	45,768,000	1.50
日本	投資証券	ジャパン・ホテル・リート投資法人	—	589	73,605	43,353,698	76,800	45,235,200	1.48
日本	株式	リゾートトラスト	サービス業	20,000	2,301.74	46,034,815	2,239.00	44,780,000	1.47
日本	株式	マツキヨココカラ&カンパニー	小売業	6,100	5,862.60	35,761,896	7,270.00	44,347,000	1.45
日本	投資証券	星野リゾート・リート投資法人	—	61	683,437	41,689,666	708,000	43,188,000	1.42

（注） 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

b 種類別及び業種別投資比率

（令和5年4月28日現在）

種類	業種	投資比率(%)
株式（国内）	食料品	4.24
	繊維製品	1.23
	化学	13.42
	機械	0.10
	輸送用機器	2.27
	精密機器	2.43
	その他製品	7.05
	陸運業	14.11
	空運業	2.33
	卸売業	1.03
	小売業	17.91
	その他金融業	2.26
	不動産業	7.36
	サービス業	9.13
投資証券	—	5.61
合計		90.47

（注） 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価金額の比率をいいます。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】**①【純資産の推移】**

令和５年４月28日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期末の純資産の推移は次の通りです。

計算期間末 または各月末	純資産総額 (円) (分配落)	純資産総額 (円) (分配付)	1口当たり 純資産額(円) (分配落)	1口当たり 純資産額(円) (分配付)
令和４年 ９月末日	1,177,975,163	—	1.0005	—
令和４年 10月末日	1,626,107,009	—	1.0097	—
令和４年 11月末日	1,958,743,035	—	1.0171	—
令和４年 12月末日	2,128,665,569	—	1.0251	—
令和５年 １月末日	2,341,369,705	—	1.0242	—
令和５年 ２月末日	2,622,886,869	—	1.0198	—
令和５年 ３月末日	2,762,372,949	—	1.0471	—
令和５年 ４月末日	3,051,615,729	—	1.0920	—

②【分配の推移】

該当事項はありません。

③【収益率の推移】

計算期間	収益率(%)
第１中間計算期間末 (令和４年９月21日～令和５年３月20日)	△0.3

(注)「収益率」とは、各計算期間ごとに計算期末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期末の基準価額（分配落の額。以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た比率をいいます。

収益率は、小数第2位を四捨五入しております。

（４）【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績は次の通りです。

計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)	発行済口数(口)
第１中間計算期間末 (令和４年９月21日～ 令和５年３月20日)	2,615,348,449	200,000	2,615,148,449

(注)設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

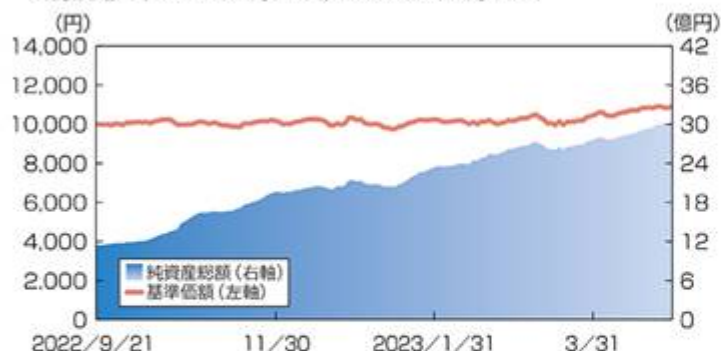
(参考情報)

(2023年4月28日現在)

基準価額・純資産の推移、分配の推移

● 基準価額・純資産総額の推移

当初設定日(2022年9月21日)～2023年4月28日



● 基準価額と純資産総額

基準価額(1万口当たり)	10,920円
純資産総額	3,051百万円

● 分配の推移(1万口当たり、税引前)

-	-
設定来累計	0円

主要な資産の状況

● 資産配分

資産の種類	組入比率
株 式	90.47%
債 券	0.00%
現金・その他	9.53%
合 計	100.00%

● 組入上位10銘柄

	銘柄名	業種	組入比率
1	小林製薬	化学	4.72%
2	資生堂	化学	4.35%
3	コーセー	化学	3.89%
4	J. フロント リテイリング	小売業	3.74%
5	三越伊勢丹ホールディングス	小売業	3.68%
6	オリエンタルランド	サービス業	3.54%
7	日本駐車場開発	不動産業	3.07%
8	日本空港ビルデング	不動産業	2.87%
9	東日本旅客鉄道	陸運業	2.84%
10	京成電鉄	陸運業	2.78%

● 組入上位10業種

	業種	組入比率
1	小売業	17.91%
2	陸運業	14.11%
3	化学	13.42%
4	サービス業	9.13%
5	不動産業	7.36%
6	その他製品	7.05%
7	Jリート	5.61%
8	食料品	4.24%
9	精密機器	2.43%
10	空運業	2.33%

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は基準価額(税引前分配金再投資ベース)をもとに算出した騰落率です。
 ※2022年は設定日(2022年9月21日)から年末までの収益率、2023年は1月1日から4月28日までの収益率を表示しています。
 ※当ファンドにベンチマークはありません。

※上記の運用実績は過去のものであり、将来の運用成果等を予想あるいは保証するものではありません。
 ※最新の運用状況については別途開示しており、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】**3【資産管理等の概要】****（3）【信託期間】****<訂正前>**

信託契約締結日から2032年9月23日までとします。

（略）

<訂正後>

信託契約締結日から2053年9月23日までとします。

（略）

（4）【計算期間】**<訂正前>**

（略）

ただし、最終計算期間の終了日は、2032年9月23日とします。

<訂正後>

（略）

ただし、最終計算期間の終了日は、2053年9月23日とします。

第3【ファンドの経理状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況」を以下の内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び同規則第57条2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1期中間計算期間（令和4年9月21日から令和5年3月20日まで）の中間財務諸表について、UHY東京監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【ゆたか観光立国日本株式ファンド】

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

第1期中間計算期間末

(令和5年3月20日現在)

資産の部	
流動資産	
金銭信託	200,542,080
株式	2,325,541,900
投資証券	81,248,100
未収入金	15,783,914
未収配当金	3,707,550
流動資産合計	2,626,823,544
資産合計	2,626,823,544
負債の部	
流動負債	
未払受託者報酬	372,964
未払委託者報酬	15,983,833
その他未払費用	1,794,350
流動負債合計	18,151,147
負債合計	18,151,147
純資産の部	
元本等	
元本	2,615,148,449
剰余金	
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△6,476,052
元本等合計	2,608,672,397
純資産合計	2,608,672,397
負債純資産合計	2,626,823,544

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

第 1 期中間計算期間	
自	令和 4 年 9 月 21 日
至	令和 5 年 3 月 20 日
営業収益	
受取配当金	6,524,528
有価証券売買等損益	△6,302,880
その他収益	514
営業収益合計	222,162
営業費用	
受託者報酬	372,964
委託者報酬	15,983,833
その他費用	1,965,789
営業費用合計	18,322,586
営業利益又は営業損失（△）	△18,100,424
経常利益又は経常損失（△）	△18,100,424
中間純利益又は中間純損失（△）	△18,100,424
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は	
一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△1,703
期首剰余金又は期首欠損金（△）	—
剰余金増加額又は欠損金減少額	11,623,072
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	11,623,072
剰余金減少額又は欠損金増加額	403
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	403
分配金	—
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△6,476,052

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 運用資産の評価基準および評価方法	株式 原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券についてはその最終相場（計算日に最終相場のない場合には、直近の日の最終相場）で評価しております。
2. 収益および費用の計上基準	(1) 受取配当金の計上基準 受取配当金は、原則として配当落ち日において、確定配当金又は予想配当金額を計上しております。 (2) 配当株式の計上基準 配当株式は原則として、配当株式に伴う源泉税等の費用が確定した段階で、株式の配当落ち日に計上した数量に相当する券面額を計上しております。
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる事項	当ファンドの中間計算期間は、令和4年9月21日から令和5年3月20日までとなっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第1期中間計算期間末 (令和5年3月20日現在)
1. 期首元本額 期中追加設定元本額 期中一部解約元本額	1,145,630,803円 1,469,717,646円 200,000円
2. 元本の欠損	6,476,052円
3. 当該中間計算期間末日における受益権の総数	2,615,148,449口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

第1期中間計算期間 自 令和4年9月21日 至 令和5年3月20日	
1. その他費用の内訳 信託事務費用	1,965,789円
2. 分配金の計算過程	
A 費用控除後の配当等収益額	－円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券等損益額	－円
C 収益調整金額	－円
D 分配準備積立金額	－円
E 当ファンドの分配対象収益額	－円
F 当ファンドの期末残存口数	2,615,148,449口
G 10,000口当たり収益分配対象額	－円
H 10,000口当たり分配金額	－円
I 収益分配金金額	－円

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の時価等に関する事項

項目	第1期中間計算期間末 (令和5年3月20日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	中間貸借対照表計上額は中間期末の時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	①有価証券（株式） 「中間注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「運用資産の評価基準及び評価方法」に記載しております。 ②デリバティブ取引 該当事項はありません。 ③上記以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

取引の時価等に関する事項

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（１口当たり情報）

	第１期中間計算期間末 (令和５年３月20日現在)
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9975円 (9,975円)

(4) 【中間附属明細表】

①有価証券明細表（令和5年3月20日現在）

(ア)株式

次表の通りです。

(単位：円)

種類	通貨	銘柄名	株数	評価額		備考
				単価	金額	
株式	日本円	江崎グリコ	10,700	3,300.00	35,310,000	
		寿スピリッツ	1,600	8,470.00	13,552,000	
		湖池屋	1,500	5,390.00	8,085,000	
		カルビー	16,100	2,733.00	44,001,300	
		永谷園ホールディングス	9,200	2,068.00	19,025,600	
		オンワードホールディングス	100,000	344.00	34,400,000	
		ゴールドウイン	5,500	11,300.00	62,150,000	
		ニチバン	4,100	1,848.00	7,576,800	
		資生堂	12,400	5,871.00	72,800,400	
		コーセー	4,600	14,590.00	67,114,000	
		小林製薬	14,000	8,020.00	112,280,000	
		鋳研工業	7,100	457.00	3,244,700	
		シマノ	2,300	21,250.00	48,875,000	
		セイコーグループ	25,000	2,725.00	68,125,000	
		スノーピーク	24,000	2,032.00	48,768,000	
		アシックス	15,000	3,365.00	50,475,000	
		ビジョン	22,500	2,013.00	45,292,500	
		京成電鉄	17,700	3,835.00	67,879,500	
		富士急行	10,000	4,255.00	42,550,000	
		東日本旅客鉄道	11,100	7,243.00	80,397,300	
		近鉄グループホールディングス	15,500	4,185.00	64,867,500	
		阪急阪神ホールディングス	16,800	3,845.00	64,596,000	
		九州旅客鉄道	21,000	2,946.00	61,866,000	
		ANAホールディングス	24,000	2,751.00	66,024,000	
		サンリオ	21,500	5,220.00	112,230,000	
		くら寿司	11,400	3,175.00	36,195,000	
		キャンドゥ	15,300	2,384.00	36,475,200	
		コメ兵ホールディングス	20,000	2,387.00	47,740,000	
		ビックカメラ	37,500	1,109.00	41,587,500	
		J. フロント リテイリング	80,000	1,218.00	97,440,000	
		マツキヨココカラ&カンパニー	6,100	6,620.00	40,382,000	
		三越伊勢丹ホールディングス	75,000	1,327.00	99,525,000	
		パン・パシフィック・インターナ	13,100	2,400.00	31,440,000	
		ショナルホールディングス				
		ファーストリテイリング	2,400	27,395.00	65,748,000	
		オリックス	30,000	2,108.50	63,255,000	
		日本駐車場開発	400,000	223.00	89,200,000	
		ウェルス・マネジメント	22,800	1,212.00	27,633,600	
		空港施設	13,800	540.00	7,452,000	
		日本空港ビルデング	13,200	6,350.00	83,820,000	
		オリエンタルランド	4,500	21,720.00	97,740,000	
		ラウンドワン	60,000	510.00	30,600,000	
		リゾートトラスト	20,000	2,036.00	40,720,000	
		リソルホールディングス	1,500	5,000.00	7,500,000	
		リログループ	17,000	2,093.00	35,581,000	
		共立メンテナンス	8,700	5,060.00	44,022,000	
	合計		1,265,500		2,325,541,900	

(イ)株式以外の有価証券

(単位：円)

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	日本円	星野リゾート・リート投資法人	61	40,077,000	
		ジャパン・ホテル・リート投資法人	589	41,171,100	
	合計	銘柄数：2 組入時価比率：3.1%	650	81,248,100 3.4%	
合計				81,248,100	

②有価証券先物取引等及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

③デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「ゆたか観光立国日本株式ファンド」

(2023年4月28日現在)

I 資産総額	3,056,983,890円
II 負債総額	5,368,161円
III 純資産総額(I － II)	3,051,615,729円
IV 発行済数量	2,794,589,501口
V 1口当たり純資産額(III／IV)	1.0920円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

以下の内容に更新・訂正いたします。

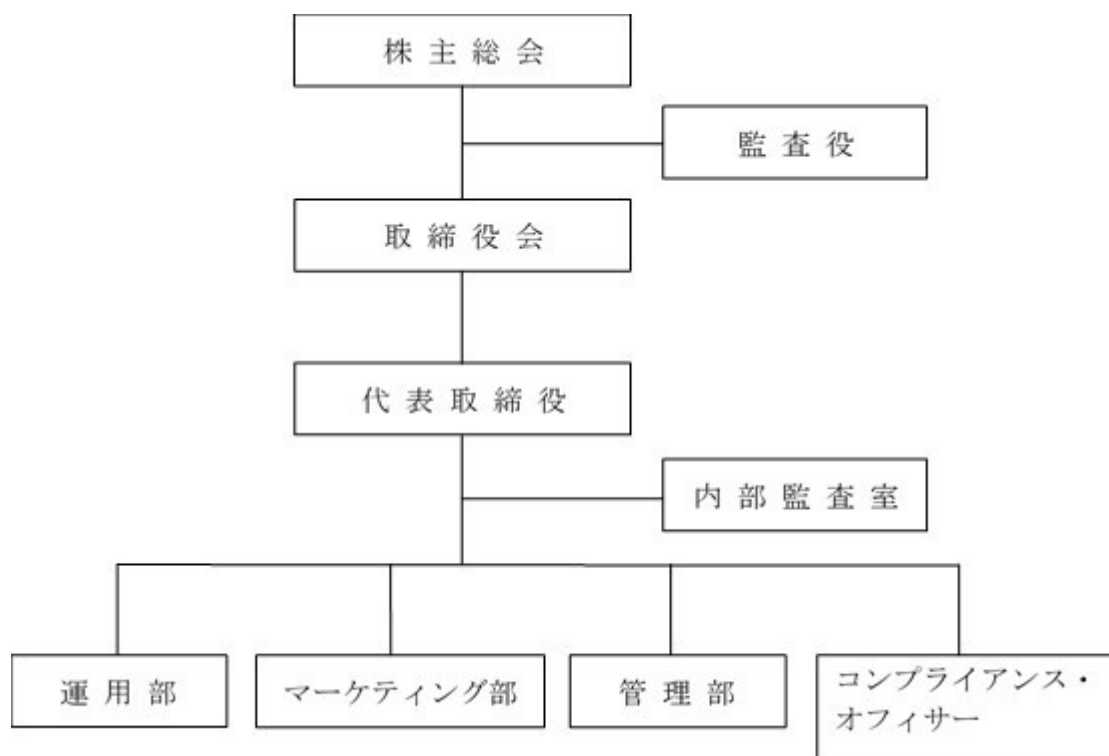
<更新・訂正後>

（1）資本金等（2023年4月末日現在）

- ① 資本金の額
1億6,240万円
- ② 会社が発行する株式総数（発行可能株式総数）
1,000株
- ③ 発行済株式総数
790株（普通株式）
- ④ 過去5年間における資本金の増減
該当事項はありません。

（2）委託会社の機構

① 会社の組織図

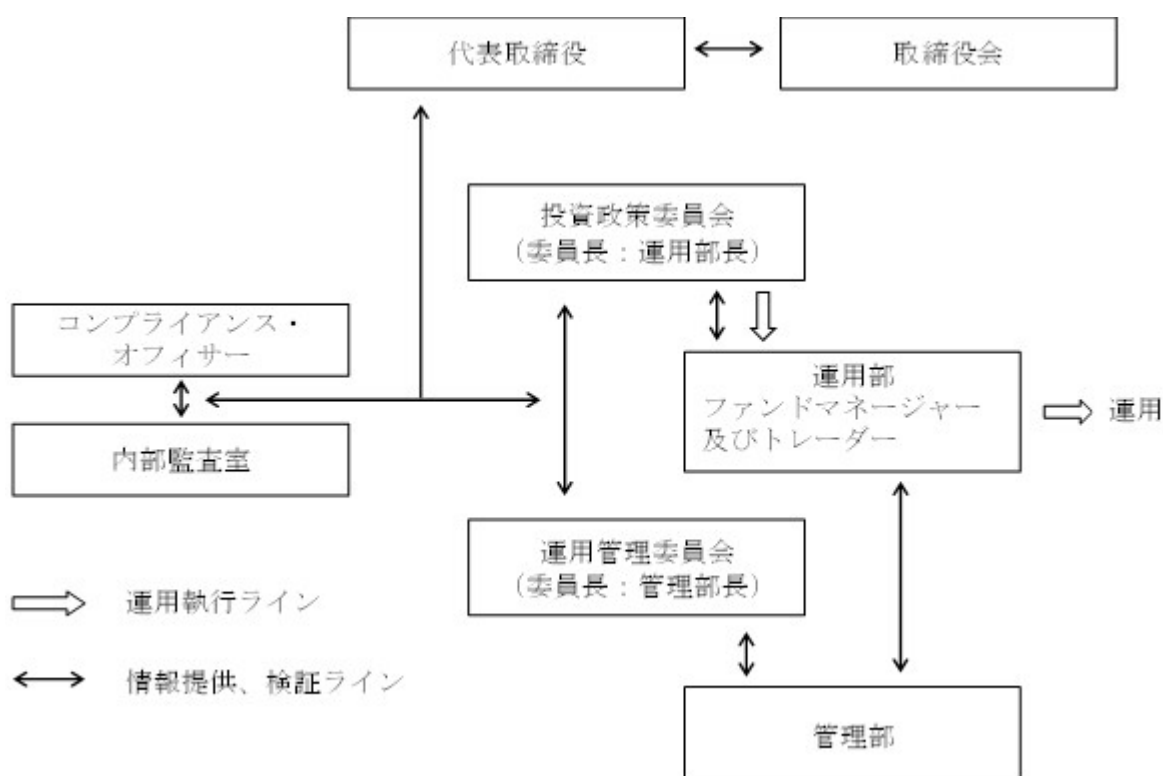


（注）上記組織は、2023年4月末日現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

② 会社の意思決定機構

委託会社の取締役は3名以上、監査役は1名以上とし、株主総会で選任されます。取締役及び監査役の選任は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によりません。取締役の任期は、選任後1年以内、監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度うち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期満了前に退任した取締役または監査役の補欠として選任された取締役または監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とします。委託会社の業務の重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会は、その決議によって代表取締役を選定し、必要に応じて専務取締役、常務取締役長各若干名を選定することができます。代表取締役社長は、当会社を代表し、会社の業務を統括します。

③ 投資信託の運用の流れ



（注）上記組織は、2023年4月末日現在のものであり、今後、変更となる可能性があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

以下の内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社で、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者（投資運用業）で、投資信託委託業務（投資信託の運用、管理）を行っております。

2023年4月末日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、以下の通りです。

種類			本数	純資産総額
公募	追加型	株式投資信託	33本	56,740百万円
合計			33本	56,740百万円

（親投資信託を除く）

3【委託会社等の経理状況】

以下の内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>

- （１）当社の財務諸表は、改正後の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- （２）当社の中間財務諸表は、改正後の「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。
- （３）財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- （４）当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期事業年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）の財務諸表について、UHY東京監査法人により監査を受けております。
また、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期事業年度の中間会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）の中間財務諸表について、UHY東京監査法人により中間監査を受けております。

財務諸表等

1 財務諸表

(1) 【貸借対照表】

		第10期 (令和3年3月31日現在)		第11期 (令和4年3月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(資産の部)					
I 流動資産					
1 現金及び預金			594,409		663,130
2 立替金			1,911		—
3 前払費用			1,453		2,511
4 未収委託者報酬			87,040		87,126
5 未収入金			25,911		29,718
6 未収投資助言報酬			185		164
7 未収還付法人税等			2,394		—
流動資産合計			713,306		782,651
II 固定資産	※1				
1 有形固定資産			4,846		4,206
(1) 器具備品		4,846		4,206	
2 無形固定資産			2,054		3,019
(1) ソフトウェア		2,054		3,019	
3 投資その他の資産			2,600		4,300
(1) 繰延税金資産		2,600		4,300	
固定資産合計			9,501		11,526
資産合計			722,808		794,177

		第10期 (令和3年3月31日現在)		第11期 (令和4年3月31日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
(負債の部)					
I 流動負債					
1 未払金			93,896		98,022
(1) 未払手数料	※ 2	51,174		51,334	
(2) その他未払金		42,722		46,687	
2 未払法人税等			1,805		23,599
3 未払消費税等			2,131		7,678
4 賞与引当金			4,150		5,469
流動負債合計			101,983		134,769
II 固定負債					
1 退職給付引当金			271		1,090
固定負債合計			271		1,090
負債合計			102,254		135,860
(純資産の部)					
I 株主資本					
1 資本金			162,400		162,400
2 資本剰余金			162,400		162,400
(1) 資本準備金		162,400		162,400	
3 利益剰余金			295,753		333,517
(1) その他利益剰余金					
繰越利益剰余金		295,753		333,517	
株主資本合計			620,553		658,317
純資産合計			620,553		658,317
負債及び純資産合計			722,808		794,177

(2) 【損益計算書】

		第10期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)		第11期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
I 営業収益					
1 委託者報酬			635,921		750,039
2 投資助言報酬			1,776		2,009
営業収益合計			637,697		752,048
II 営業費用					
1 支払手数料	※ 1		409,389		486,242
2 委託計算費			32,401		33,784
3 広告宣伝費			454		
4 調査費			7,697		8,671
5 営業雑経費			10,723		8,866
(1) 通信費		2,600		3,063	
(2) 協会費		1,436		1,305	
(3) 印刷費		6,686		4,497	
営業費用合計			460,666		537,563
III 一般管理費					
1 給料			109,349		100,095
(1) 役員報酬		12,258		12,343	
(2) 給料・手当		78,584		69,828	
(3) 賞与		4,828		5,768	
(4) 法定福利費		13,677		12,155	
2 旅費交通費			2,574		2,387
3 不動産賃借料			16,236		15,681
4 業務委託費			3,186		3,208
5 賞与引当金繰入			4,150		5,469
6 退職給付引当金繰入			2,610		2,326
7 租税公課			3,432		3,953
8 減価償却費	※ 2		1,439		1,995
9 その他一般管理費			6,923		3,853
一般管理費合計			149,902		138,970
営業利益			27,128		75,513

		第10期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)		第11期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	
区分	注記 番号	金額(千円)		金額(千円)	
IV 営業外収益	※ 3				
1 受取利息			0		0
2 雑収入			—		16
3 賞与引当金戻入			578		—
営業外収益合計			578		16
V 営業外費用					
1 繰延資産償却			50		—
営業外費用合計			50		—
経常利益			27,657		75,530
税引前当期純利益			27,657		75,530
法人税、住民税及び事業税			9,293		26,036
法人税等調整額			727		△1,699
当期純利益			17,636		51,193

(3) 【株主資本等変動計算書】

	第10期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第11期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
区分	金額（千円）	金額（千円）
株主資本		
資本金		
当期首残高	162,400	162,400
当事業年度中の変動額		
当事業年度中の変動額合計	—	—
当期末残高	162,400	162,400
資本剰余金		
資本準備金		
当期首残高	162,400	162,400
当事業年度中の変動額		
当事業年度中の変動額合計	—	—
当期末残高	162,400	162,400
資本剰余金合計		
当期首残高	162,400	162,400
当事業年度中の変動額		
当事業年度中の変動額合計	—	—
当期末残高	162,400	162,400
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
当期首残高	323,937	295,753
当事業年度中の変動額		
当期純利益	17,636	51,193
剰余金の配当	△45,820	△13,430
当事業年度中の変動額合計	△28,183	37,763
当期末残高	295,753	333,517

	第10期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第11期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
区分	金額（千円）	金額（千円）
利益剰余金合計		
当期首残高	323,937	295,753
当事業年度中の変動額		
当期純利益	17,636	51,193
剰余金の配当	△45,820	△13,430
当事業年度中の変動額合計	△28,183	37,763
当期末残高	295,753	333,517
株主資本合計		
当期首残高	648,737	620,553
当事業年度中の変動額		
当期純利益	17,636	51,193
剰余金の配当	△45,820	△13,430
当事業年度中の変動額合計	△28,183	37,763
当期末残高	620,553	658,317
純資産合計		
当期首残高	648,737	620,553
当事業年度中の変動額		
当期純利益	17,636	51,193
剰余金の配当	△45,820	△13,430
当事業年度中の変動額合計	△28,183	37,763
当期末残高	620,553	658,317

重要な会計方針

1 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 器具備品 3年～20年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
2 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 (2) 退職給付引当金（前払年金費用） 従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。
3 収益及び費用の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 (1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回から12回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2) 投資助言報酬 投資助言報酬は、投資助言契約に基づきファンドごとの資産残高に対し報酬料率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しています。
4 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識しています。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に反映させ、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。この結果、財務諸表に与える影響はありません。

（時価の算定に関する会計基準の適用）

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。これによる財務諸表に与える影響はありません。

注記事項

（貸借対照表関係）

第10期 (令和3年3月31日現在)	第11期 (令和4年3月31日現在)
※1. 固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 有形固定資産の減価償却累計額 器具備品 5,667千円 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 2,820千円	※1. 固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。 有形固定資産の減価償却累計額 器具備品 6,677千円 無形固定資産の減価償却累計額 ソフトウェア 3,805千円
※2. 関係会社に対する負債は次の通りであります。 (流動負債) 未払手数料 43,188千円	※2. 関係会社に対する負債は次の通りであります。 (流動負債) 未払手数料 42,370千円

（損益計算書関係）

第10期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第11期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
※1. 関係会社との取引に係るものが次の通り含まれております。 支払手数料 346,572千円	※1. 関係会社との取引に係るものが次の通り含まれております。 支払手数料 403,083千円
※2. 減価償却費の内容は次の通りであります。 減価償却費額 1,439千円 有形固定資産減価償却費額 848千円 無形固定資産減価償却費額 590千円	※2. 減価償却費の内容は次の通りであります。 減価償却費額 1,995千円 有形固定資産減価償却費額 1,010千円 無形固定資産減価償却費額 985千円
※3. 繰延資産償却の内容は次の通りであります。 繰延資産償却額 50千円 入会金償却額 50千円	※3. 繰延資産償却の内容は次の通りであります。 繰延資産償却額 一千円 入会金償却額 一千円

(株主資本等変動計算書関係)

第10期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	790株	—	—	790株
合計	790株	—	—	790株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和2年6月15日 定時株主総会	普通株式	45,820	58,000	令和2年3月31日	令和2年6月16日

(2) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和3年6月16日 定時株主総会	普通株式	13,430	利益剰余金	17,000	令和3年3月31日	令和3年6月17日

第11期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式 普通株式	790株	—	—	790株
合計	790株	—	—	790株

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
令和3年6月16日 定時株主総会	普通株式	13,430	17,000	令和3年3月31日	令和3年6月17日

（2）基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	配当の原資	1株当たり 配当額 （円）	基準日	効力発生日
令和4年6月13 日 定時株主総会	普通株式	37,920	利益剰余金	48,000	令和4年3月31 日	令和4年6月14 日

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に関する取組方針

当社は、経営方針に基づいて資金調達計画を決定いたしますが、当期会計期間においては新規の出資による資金調達は行っておりません。また、当期会計期間において銀行借入れによる調達も行っておりません。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

当社の営業債権は、契約により決定された委託者報酬等の計上に限定されるため、信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

（3）金融商品にかかるリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行にかかるリスク）の管理

当社の営業債権は、契約により金額が決定されるため、滞留債権が発生することはほとんどなく、営業債権について信用リスクに晒されることはほとんどないと認識しております。

② 市場リスク（為替や金利などの変動リスク）の管理

当社は、投資信託財産の為替変動リスクの回避又は効率的運用を図るため、外国為替の売買予約を行うことができるものとし、その取扱いについては、投資信託約款及び社内規程において定めるところによるものといたします。

③ 資金調達にかかる流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、銀行借入れによる資金調達を行っておらず、親会社からの出資に依存して資金調達を行います。資金管理責任者は、常に資金繰りの状況を把握し、資金の調達または運用に關して的確な施策を講じるとともに、手元流動性の維持等により流動性リスクを管理しています。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

第10期（令和3年3月31日現在）

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	594,409	594,409	—
（２）未収委託者報酬	87,040	87,040	—
（３）未収投資助言報酬	185	185	—
（４）未収入金	25,911	25,911	—
資産計	707,547	707,547	
（５）未払金	(93,896)	(93,896)	—
未払手数料	(51,174)	(51,174)	—
その他未払金	(42,722)	(42,722)	—

（注）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券及びデリバティブに関する事項

資 産

（１）現金及び預金、（２）未収委託者報酬、（３）未収投資助言報酬、（４）未収入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負 債

（５）未払金（未払手数料及びその他未払金）

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

投資有価証券、デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

該当事項はありません。

第11期（令和4年3月31日現在）

令和4年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
（１）現金及び預金	663,130	663,130	—
（２）未収委託者報酬	87,126	87,126	—
（３）未収投資助言報酬	164	164	—
（４）未収入金	29,718	29,718	—
資産計	780,140	780,140	—
（５）未払金	(98,022)	(98,022)	—
未払手数料	(51,334)	(51,334)	—
その他未払金	(46,687)	(46,687)	—

（注）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注）１．金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券及びデリバティブに関する事項

資 産

（１）現金及び預金、（２）未収委託者報酬、（３）未収投資助言報酬、（４）未収入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負 債

（５）未払金（未払手数料及びその他未払金）

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

投資有価証券、デリバティブ取引

該当事項はありません。

２．金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の３つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル２の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル１のインプット以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（１）時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当事業年度（2022年3月31日）

区分	時価（千円）		
	レベル 1	レベル 2	レベル 3
（１）現金及び預金	—	663,130	—
（２）未収委託者報酬	—	87,126	—
（３）未収投資助言報酬	—	164	—
（４）未収入金	—	29,718	—
資産計		780,140	
（５）未払金	—	(98,022)	—
未払手数料	—	(51,334)	—
その他未払金	—	(46,687)	—

（有価証券関係）

第10期（令和3年3月31日現在）

1. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3. 時価評価されていない有価証券

該当事項はありません。

第11期（令和4年3月31日現在）

1. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3. 時価評価されていない有価証券

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

項目	第10期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)		第11期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)	
	単位：千円		単位：千円	
1 繰延税金資産の発生 of 主な原因別の内訳	繰延税金資産		繰延税金資産	
	貯蔵品	675	貯蔵品	657
	賞与引当金	1,270	賞与引当金	1,674
	未払金	203	未払金	201
	未払事業税	351	未払事業税	1,432
	退職給付引当金	83	退職給付引当金	334
	一括償却資産	17	一括償却資産	
	合計	2,600	合計	4,300
	評価性引当額	—	評価性引当額	—
	繰延税金資産合計	2,600	繰延税金資産合計	4,300
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	法定実効税率	30.62%	法定実効税率	30.62%
	(調整)		(調整)	
	寄付金等永久に損金算入されない項目	1.79%	寄付金等永久に損金算入されない項目	0.52%
	役員賞与等永久に損金算入されない項目	3.12%	役員賞与等永久に損金算入されない項目	0.82%
	住民税均等割額	1.05%	住民税均等割額	0.38%
	その他	△0.23%	その他	△0.12%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率	36.35%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.22%

(セグメント情報等)

セグメント情報

第10期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第10期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦以外の外部顧客からの営業収益がないため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
ニュージーランド株式ファンド	19,023	投資運用業
スイス株式ファンド	11,923	投資運用業
カレラ Jリートファンド	89,870	投資運用業
メキシコ株式ファンド	7,714	投資運用業
オランダ株式ファンド	24,439	投資運用業
カタール・アブダビ株式ファンド	5,123	投資運用業
ロシア株式ファンド	8,827	投資運用業
21世紀東京 日本株式ファンド	20,954	投資運用業
イタリア株式ファンド	10,408	投資運用業
フランス株式ファンド	12,606	投資運用業
3つの財布 欧州リートファンド	60,139	投資運用業
3つの財布 欧州銀行株式ファンド (毎月分配型)	49,928	投資運用業
スロベニア・クロアチア・ギリシャ株式ファンド	4,358	投資運用業
3つの財布 欧州不動産関連株ファンド (毎月分配型)	60,062	投資運用業
3つの財布 米国銀行株式ファンド (毎月分配型)	75,727	投資運用業
テキサス州株式ファンド	14,991	投資運用業

カレラワールド債券アクティブファンド	1,439	投資運用業
フィリピン株式ファンド	2,409	投資運用業
カレラ 日本小型株式ファンド	4,859	投資運用業
オーストラリアリートファンド	33,644	投資運用業
カレラ 米国小型株式アクティブファンド	10,919	投資運用業
中欧株式ファンド	7,482	投資運用業
グローバル医薬品株式ファンド	32,222	投資運用業
カレラ改日本株式ファンド	13,505	投資運用業
未来の光 日本小型株式ファンド	33,339	投資運用業
ニュー・ニッチ 日本小型株ファンド	7,696	投資運用業
カレラインフラ・ファンド	10,999	投資運用業
ブラジル株式ファンド	1,303	投資運用業

セグメント情報

第11期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

第11期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が、損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦以外の外部顧客からの営業収益がないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
ニュージーランド株式ファンド	21,513	投資運用業
スイス株式ファンド	12,131	投資運用業
カレラ Jリートファンド	110,193	投資運用業
メキシコ株式ファンド	9,541	投資運用業
オランダ株式ファンド	30,977	投資運用業
カタール・アブダビ株式ファンド	6,702	投資運用業
ロシア株式ファンド	8,823	投資運用業
21世紀東京 日本株式ファンド	19,087	投資運用業
イタリア株式ファンド	11,491	投資運用業
フランス株式ファンド	15,983	投資運用業
3つの財布 欧州リートファンド	60,593	投資運用業
3つの財布 欧州銀行株式ファンド （毎月分配型）	53,643	投資運用業
スロベニア・クロアチア・ギリシャ株式ファンド	4,892	投資運用業
3つの財布 欧州不動産関連株ファンド （毎月分配型）	58,694	投資運用業
3つの財布 米国銀行株式ファンド （毎月分配型）	97,994	投資運用業
テキサス州株式ファンド	16,611	投資運用業

フィリピン株式ファンド	2,716	投資運用業
カレラ 日本小型株式ファンド	4,989	投資運用業
オーストラリアリートファンド	36,364	投資運用業
カレラ 米国小型株式アクティブファンド	11,926	投資運用業
中欧株式ファンド	7,222	投資運用業
グローバル医薬品株式ファンド	31,821	投資運用業
カレラ改日本株式ファンド	8,097	投資運用業
未来の光 日本小型株式ファンド	37,260	投資運用業
ニュー・ニッチ 日本小型株ファンド	9,438	投資運用業
カレラインフラ・ファンド	24,064	投資運用業
ブラジル株式ファンド	20,358	投資運用業
アジア サプライチェーン株式ファンド	14,602	投資運用業
カレラB E V関連株ファンド	2,297	投資運用業

(関連当事者との取引)

第10期（自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 被所有割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	安藤証券（株）	愛知県 名古屋市	2,280	金融商品 取引業者	50.6	あり	投資信託 の販売等	証券代行	346,572	未払手数料	43,188

(注) 1 取引金額には消費税等は含んでおりません。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

支払手数料については、一般的な契約条件を参考に価格及びその他の条件を決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

安藤証券株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社

該当事項はありません。

第11期（自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の 内容	議決権等の 被所有割合 (%)	関係内容		取引の 内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	安藤証券（株）	愛知県 名古屋市	2,280	金融商品 取引業者	50.6	あり	投資信託 の販売等	証券代行	403,083	未払手数料	42,370

(注) 1 取引金額には消費税等は含んでおりません。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

支払手数料については、一般的な契約条件を参考に価格及びその他の条件を決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

安藤証券株式会社（非上場）

(2) 重要な関連会社

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

項目	第10期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第11期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
1株当たり純資産額	785,510円91銭	833,313円10銭
1株当たり当期純利益	22,324円52銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	64,802円19銭 なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（注） 1株当たり純資産額の算定上の基礎

項目	第10期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第11期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	620,553	658,317
普通株式以外に帰属する純資産合計額(千円)	—	—
普通株式に係る当事業年度末の純資産額(千円)	620,553	658,317
普通株式の当事業年度末株式数(株)	790	790

（注） 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

項目	第10期 (自 令和2年4月1日 至 令和3年3月31日)	第11期 (自 令和3年4月1日 至 令和4年3月31日)
損益計算書上の当期純利益(千円)	17,636	51,193
普通株式以外に帰属する純利益(千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益(千円)	17,636	51,193
普通株式の当期中平均株式数(株)	790	790

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表等

1 中間財務諸表

（1）中間貸借対照表

		当中間会計期間末 (令和4年9月30日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(資産の部)			
I 流動資産			
1 現金及び預金			619,356
2 前払費用			1,559
3 未収委託者報酬			83,332
4 未収投資助言報酬			145
5 未収入金			32,117
流動資産合計			736,512
II 固定資産	※1		
1 有形固定資産			3,736
(1) 器具備品		3,736	
2 無形固定資産			2,526
(1) ソフトウェア		2,526	
3 投資その他の資産			4,329
(1) 繰延税金資産		2,301	
(2) 前払年金費用		2,027	
固定資産合計			10,593
資産合計			747,105

		当中間会計期間末 (令和4年9月30日現在)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
(負債の部)			
I 流動負債			
1 未払金			88,039
(1) 未払手数料	※2	49,208	
(2) その他未払金		38,830	
2 未払法人税等			9,998
3 未払消費税等			4,117
4 賞与引当金			4,500
流動負債合計			106,655
負債合計			106,655
(純資産の部)			
I 株主資本			
1 資本金			162,400
2 資本剰余金			162,400
(1) 資本準備金		162,400	
3 利益剰余金			315,649
(1) その他利益剰余金			
繰越利益剰余金		315,649	
株主資本合計			640,449
純資産合計			640,449
負債及び純資産合計			747,105

(2) 中間損益計算書

		当中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
I 営業収益			
1 委託者報酬			352,283
2 投資助言報酬	※ 1		924
営業収益合計			353,208
II 営業費用			
1 支払手数料	※ 2		225,799
2 委託計算費			16,938
3 調査費			5,637
4 営業雑経費			6,356
(1) 通信費		1,329	
(2) 協会費		863	
(3) 印刷費		4,163	
営業費用合計			254,731
III 一般管理費			
1 給料			49,489
(1) 役員報酬		6,174	
(2) 給料・手当		36,916	
(3) 法定福利費		6,397	
2 旅費交通費			1,367
3 不動産賃借料			7,840
4 業務委託費			1,401
5 賞与引当繰入			4,500
6 退職給付引当金繰入			△2,137
7 租税公課			1,853
8 減価償却費	※ 3		962
9 その他一般管理費			3,116
一般管理費合計			68,392
営業利益			30,083

		当中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	
区分	注記 番号	金額(千円)	
IV 営業外収益			
1 受取利息			0
2 雑収入			50
3 賞与引当金戻入			151
営業外収益合計			202
経常利益			30,285
税引前中間純利益			30,285
法人税、住民税及び事業税			8,235
法人税等調整額			1,998
中間純利益			20,052

(3) 中間株主資本等変動計算書

	当中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
区分	金額（千円）
株主資本	
資本金	
当期首残高	162,400
当中間会計期間の変動額	
当中間会計期間の変動額合計	-
当中間会計期間末残高	162,400
資本剰余金	
資本準備金	
当期首残高	162,400
当中間会計期間の変動額	
当中間会計期間の変動額合計	-
当中間会計期間末残高	162,400
資本剰余金合計	
当期首残高	162,400
当中間会計期間の変動額	
当中間会計期間の変動額合計	-
当中間会計期間末残高	162,400
利益剰余金	
その他利益剰余金	
繰越利益剰余金	
当期首残高	333,517
当中間会計期間の変動額	
当中間会計期間純利益	20,052
剰余金の配当	-37,920
当中間会計期間の変動額合計	-17,867
当中間会計期間末残高	315,649

	当中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
区分	金額（千円）
利益剰余金合計	
当期首残高	333,517
当中間会計期間の変動額	
当中間会計期間純利益	20,052
剰余金の配当	-37,920
剰余金の配当中間会計期間の変動額合計	-17,867
当中間会計期間末残高	315,649
株主資本合計	
当期首残高	658,317
当中間会計期間の変動額	
当中間会計期間純利益	20,052
剰余金の配当	-37,920
当中間会計期間の変動額合計	-17,867
当中間会計期間末残高	640,449
純資産合計	
当期首残高	658,317
当中間会計期間純利益	20,052
剰余金の配当	-37,920
当中間会計期間の変動額合計	-17,867
当中間会計期間末残高	640,449

重要な会計方針

項目	当中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
1 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 器具備品 3年～20年 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。
2 引当金の計上基準	(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支給に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。
3 収益及び費用の計上基準	当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。 (1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回から12回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。 (2) 投資助言報酬 投資助言報酬は、投資助言契約に基づきファンドごとの資産残高に対し報酬料率を乗じた額を、運用期間に応じて収益として認識しています。

注記事項

（中間貸借対照表関係）

当中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	
※1. 固定資産の減価償却累計額は次の通りであります。	
有形固定資産の減価償却累計額	
器具備品	5,947千円
無形固定資産の減価償却累計額	
ソフトウェア	4,298千円
※2. 関係会社に対する負債は次の通りであります。	
(流動負債)	
未払手数料	40,486千円

（中間損益計算書関係）

当中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)	
※1. 営業収益の投資助言報酬は、平成27年6月15日に業務の種別に係る変更登録につき、投資助言・代理業の追加を行い計上するものであります。	
※2. 関係会社との取引に係るものが次の通り含まれております。	
支払手数料	188,618千円
※3. 減価償却費の内容は次の通りであります。	
減価償却費額	962千円
有形固定資産減価償却費額	469千円
無形固定資産減価償却費額	492千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間(自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式 普通株式	790株	—	—	790株
合計	790株	—	—	790株

2. 配当に関する事項 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
令和4年6月13日 定時株主総会	普通株式	37,920	48,000	令和4年 3月31日	令和4年6月13 日

自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

当中間会計期間末(令和4年9月30日)

1. 金融商品の時価等に関する事項

令和4年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りです。なお、市場価格のない株式等は含まれておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	619,356	619,356	—
(2) 未収委託者報酬	83,332	83,332	—
(3) 未収投資助言報酬	145	145	—
(4) 未収入金	32,117	32,117	—
資産計	734,952	734,952	—
(5) 未払金	(88,039)	(88,039)	—
未払手数料	(49,208)	(49,208)	—
その他未払金	(38,830)	(38,830)	—
負債計	(88,039)	(88,039)	—

(注) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに投資有価証券及びデリバティブに関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収投資助言報酬、(4) 未収入金

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

負 債

(5) 未払金（未払手数料及びその他未払金）

短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

投資有価証券、デリバティブ取引

該当事項はありません。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

当中間会計期間（2022年9月30日）

区分	時価（千円）		
	レベル1	レベル2	レベル3
（1）現金及び預金	—	619,356	—
（2）未収委託者報酬	—	83,332	—
（3）未収投資助言報酬	—	145	—
（4）未収入金	—	32,117	—
資産計		734,952	
（5）未払金	—	(88,039)	—
未払手数料	—	(49,208)	—
その他未払金	—	(38,830)	—

(有価証券関係)

当中間会計期間末(令和4年9月30日)

1. 子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

該当事項はありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの

該当事項はありません。

3. 時価評価されていない有価証券

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

項目	当中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
1 繰延税金資産の発生的主要原因別の内訳	単位：千円 繰延税金資産 貯蔵品 677 賞与引当金 1,377 未払金 33 未払事業税 834 前払年金費用 △620 合計 2,301 評価性引当額 0 合計 2,301 繰延税金資産合計 2,301
2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	法定実効税率 30.62% (調整) 寄付金等永久に 損金算入されない項目 1.76% 役員賞与等永久に 損金算入されない項目 0.93% 住民税均等割額 0.48% 税効果会計適用後の 法人税等の負担率 33.79%

(セグメント情報等)

セグメント情報

当中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

関連情報

当中間会計期間（自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日）

1. サービスごとの情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦以外の外部顧客からの営業収益がないため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：千円）

投資信託の名称	営業収益	関連するサービスの種類
ニュージーランド株式ファンド	9,901	投資運用業
スイス株式ファンド	5,620	投資運用業
カレラ Jリートファンド	51,167	投資運用業
メキシコ株式ファンド	4,846	投資運用業
オランダ株式ファンド	12,203	投資運用業
カタール・アブダビ株式ファンド	6,201	投資運用業
ロシア株式ファンド	1,437	投資運用業
21世紀東京 日本株式ファンド	8,023	投資運用業
イタリア株式ファンド	4,442	投資運用業
フランス株式ファンド	6,908	投資運用業
3つの財布 欧州リートファンド	24,630	投資運用業
3つの財布 欧州銀行株式ファンド （毎月分配型）	22,164	投資運用業
スロベニア・クロアチア・ギリシャ株式ファンド	2,046	投資運用業
3つの財布 欧州不動産関連株ファンド （毎月分配型）	23,723	投資運用業
3つの財布 米国銀行株式ファンド （毎月分配型）	45,943	投資運用業
テキサス州株式ファンド	7,682	投資運用業
フィリピン株式ファンド	1,416	投資運用業
カレラ 日本小型株式ファンド	1,950	投資運用業
オーストラリアリートファンド	17,123	投資運用業
カレラ 米国小型株式アクティブファンド	5,173	投資運用業
中欧株式ファンド	2,878	投資運用業
グローバル医薬品株式ファンド	15,620	投資運用業

カレラ改日本株式ファンド	3,111	投資運用業
未来の光 日本小型株式ファンド	15,408	投資運用業
ニュー・ニッチ 日本小型株ファンド	3,145	投資運用業
カレラインフラ・ファンド	11,297	投資運用業
ブラジル株式ファンド	6,478	投資運用業
アジア サプライチェーン株式ファンド	13,451	投資運用業
カレラB E V関連株ファンド	15,957	投資運用業
カレラ成長日本列島株式ファンド	1,898	投資運用業
ゆたか観光立国日本株式ファンド	426	投資運用業

(1株当たり情報)

項目	当中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
1株当たり純資産額	810,695円86銭
1株当たり当中間会計期間純利益	25,382円75銭
	なお、潜在株式調整後1株当たり当中間会計期間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注) 1株当たり当中間会計期間純資産額の算定上の基礎

項目	当中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
中間貸借対照表の純資産の部の合計額(千円)	640,449
普通株式以外に帰属する純資産合計額(千円)	—
普通株式に係る当中間会計期間末の純資産額(千円)	640,449
普通株式の当中間会計期間末株式数(株)	790

(注) 1株当たり当中間会計期間純利益及び当中間会計期間純損失の算定上の基礎

項目	当中間会計期間 (自 令和4年4月1日 至 令和4年9月30日)
中間損益計算書上の当中間会計期間純利益(千円)	20,052
普通株式以外に帰属する純利益(千円)	—
普通株式に係る当中間会計期間純利益(千円)	20,052
普通株式の当中間会計期間中平均株式数(株)	790

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】**

以下の内容に更新・訂正いたします。

<更新・訂正後>**① 受託会社**

名 称	三菱UFJ信託銀行株式会社
資本金の額	324,279百万円（2023年4月末日現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

<参考> 再信託受託会社の概要

名 称	日本マスタートラスト信託銀行株式会社
資本金の額	10,000百万円（2023年4月末日現在）
事業の内容	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
関係業務の概要	受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部（信託財産の管理等）を行います。

② 販売会社

名 称	資本金の額	事業の内容
豊証券株式会社	2,540百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2023年6月20日現在

独立監査人の中間監査報告書

令和5年6月19日

カレラアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指定社員

業務執行社員

公認会計士

若槻 明

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているゆたか観光立国日本株式ファンドの令和4年9月21日から令和5年3月20日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ゆたか観光立国日本株式ファンドの令和5年3月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（令和4年9月21日から令和5年3月20日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、カレラアセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体としての中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表美作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

カレラアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当社が別途保管しております。

(注2) X B R L データは中間監査の対象には含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

令和4年6月6日

カレラアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指定社員

業務執行社員

公認会計士

若槻 明

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているカレラアセットマネジメント株式会社の令和3年4月1日から令和4年3月31日までの第11期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、カレラアセットマネジメント株式会社の令和4年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別

に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当社が別途保管しております。

(注2) X B R L データは監査の対象には含まれておりません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

令和4年11月7日

カレラアセットマネジメント株式会社

取締役会 御中

UHY東京監査法人

東京都品川区

指定社員

業務執行社員

公認会計士

若槻 明

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているカレラアセットマネジメント株式会社の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第12期事業年度の中間会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、カレラアセットマネジメント株式会社の令和4年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（令和4年4月1日から令和4年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正

又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は、当社が別途保管しております。

(注2) X B R L データは中間監査の対象には含まれておりません。